

豊頃町空家等対策計画

豊 頃 町

平成31年4月

目 次

第1章 計画の方針

1、背景と目的	1
2、計画の位置付け	2
3、基本方針	3
4、対象地域	3
5、計画期間	3
6、対象とする空家等の種類	4
7、計画の公表	4

第2章 空家等の対策

1、空家等の調査	5
2、所有者等による空家等の適切な管理の促進	5
3、空家等の利活用及び跡地（解体後）の利活用の促進	6
4、特定空家等に対する措置について	6
5、その他特定空家等への対処に関する事	8

第3章 計画を進めるための体制

1、空家等に関する相談体制	9
2、空家等に関する対策の実施体制	9
3、その他空家等に関する対策の実施に関する事	11

第4章 参考資料編

1、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）	12
2、豊頃町空家等対策の推進に関する条例（平成31年条例第5号）	16
3、豊頃町空家等対策の推進に関する条例施行規則（平成31年規則第〇号）	20

注) 「空家」及び「空き家」の表記について

本計画では、「空き家」の用語については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の表記にならない、「空家」で表記しています。

なお、「空き家等情報バンク」など町の既存施策、各種資料等の用語など、固有名詞として扱われているものの表現については「空き家」と表記しています。

第1章 計画の方針

1、背景と目的

近年、地域における人口減少や既存の住宅、建築物の老朽化、社会的ニーズの変化などに伴い、全国的に空家等が増加しており、環境、安全、防犯等の面で地域住民へ影響が出ていることが問題化されています。

そのため国は、平成26年11月27日に空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）を公布し、各市町村が空家等対策に取り組むための法整備を行いました。（平成27年5月26日から全面施行）

町では、空家対策として以下の町独自の施策を行ってきました。

（1）空き家等情報バンク（平成24年4月～）

町内の空家と空地の所有者から提供された情報を、インターネット等を通じて移住希望者等へ紹介する制度。

（2）危険廃屋解体撤去補助事業（平成26年4月～）

防災上の安全確保が必要となる市街地を中心に、個人所有者自らの意思により解体撤去することを促していくために「豊頃町危険廃屋解体撤去事業補助金交付要綱」を制定し、解体撤去費用の一部を補助する制度。

（3）危険空き家対策事業（平成27年11月～）

市街地において適正に管理されていない「危険空家」の所有者から、町に「危険空家」と「危険空家」が建っている土地の寄附の申出があった場合、地域住民の安心・安全確保のために除却が必要であり、かつ所有者等による除却が困難であると町が判断した場合に限り寄附を受付けて「危険空家」を町が除却して跡地の有効利用を図る事業。

（4）空き家・空き地利活用補助事業（平成28年4月～）

「空き家等情報バンク」に登録された空家・空地の利活用による移住・定住促進を図るため、空地の購入、空家の賃貸料の一部に対して補助金を交付する制度。

これらの実績をふまえ、地域の安全確保と生活環境の保全を図り、併せて空家等の活用を促進することを目的として、このたび、「豊頃町空家等対策計画（以下「計画」という。）」を策定しました。

2、計画の位置付け

（1）法的な位置付け

本計画は、法第6条第1項に規定する空家等対策計画であり、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するために、国の「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」（平成27年2月26日付け総務省・国土交通省告示第1号）や平成27年5月26日に発表された法第14条第14項の規定に基づく「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）に即して策定する計画です。

（2）上位計画との連携

平成22年に本町のマスタープランとして「やさしさと躍動のふれ愛タウンとよころ」を目指して、平成32年度を目標年度とする第4次豊頃町まちづくり総合計画を策定しております。

本計画もこの第4次豊頃町まちづくり総合計画の「第3編 基本計画 第1章 快適で魅力あるまちづくり」との連携・整合を考慮しつつ策定しました。

3、基本方針

利用されなくなった空家等^{※1}は所有者等^{※2}により維持管理されるのが基本ですが、崩壊のおそれのある危険な空家等は、地域住民の生活に影響を与える恐れがあるため、法に則った手続きにより解決を図ります。

空家等の実態調査を基に、豊頃町空家等対策の推進に関する条例（平成31年条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により設置される「豊頃町空家等対策委員会」において除去や適正管理など必要な事項を迅速に判断し、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、併せて空家等の地域資源としての活用を促進します。

※1 「空家等」（条例第2条第1号）

町内に所在する建築物又はこれに付属する工作物（既に倒壊したものを含む。）であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物及び動産を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

※2 「所有者等」（条例第2条第3号）

所有者、占有者、相続人、財産管理人その他の空家等を管理すべき者をいう。

4、対象地域

計画の対象とする地域は町内全域とします。ただし、住民への影響が大きいと考えられる市街地区の対策を優先的に進めていきます。

5、計画期間

計画の期間は平成31年度から平成35年度（新元号5年度）までの5年間とします。

ただし、社会環境や町内情勢の変化等により、見直しが必要になった場合は適宜見直しを行います。

6、対象とする空家等の種類

計画の対象とする空家等の種類は、条例第2条第1号で規定する空家等、同条第3号で規定する特定空家等^{※1}とします。ただし、空家等の利活用、予防などの対策については、将来的に空家等になる可能性のある住宅についても対象にします。

また、そのまま放置すれば、特定空家等と同様に地域住民への生活環境に深刻な影響を及ぼす動産も対象とします。

※1 「特定空家等」（条例第2条第2号）

次に掲げる状態の空家等をいう。

- ア 老朽化又は積雪、台風等の自然災害等により、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- イ 動植物昆虫等が相当程度に繁殖するなど、著しく衛生上有害となる恐れのある状態
- ウ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- エ 周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
- オ 不特定の者に建物その他の工作物又はその敷地に侵入され、犯罪、火災等を誘発するおそれのある状態

7、計画の公表

計画策定時、又は計画を変更したときは、豊頃町公告式条例（昭和25年条例第11号）を準用するとともに町広報、ホームページ等により公表します。

第2章 空家等の対策

1、空家等の調査

空家等の調査は平成25年度に実施した「危険廃屋調査」の情報をベースに「豊頃町空家等台帳」を作成し、随時更新していく方法で進めていきます。

調査の対象となる空家等については、「概ね年間を通して使用実績がないもの」が基本となりますが、利活用や予防の対策に必要な情報として「最近人が住まなくなった住宅」や、「これから空家になる可能性がある住宅」等も調査範囲とします。

調査の方法は、町民からの通報、相談や、行政区からの情報提供、住民基本台帳・水道閉栓情報等を基に、現地調査を行います。

また、空家等の所有者等については、法、条例及び個人情報保護法の規定を遵守しながら、不動産登記簿情報、住民票情報、戸籍情報、固定資産税課税情報等を活用し、調査を行います。

平成25年11月26日現在 町内空き家数

茂岩市街	中央区	豊頃市街	十弗宝町	大津市街	農村地域	合計
14	3	14	6	41	73	151

2、所有者等による空家等の適切な管理の促進

空家等の適切な管理は所有者等が行うのが原則です。そこで、所有者等の適切な管理を促すために町や国などの空家等対策施策の情報を提供し、支援していきます。

町の基本的な考え方を「利活用できる空家等については利活用し、できないものについては除却する」とし、所有者等の意向を確認しながら支援を行います。

今後、空家等の所有者等に対して、今後の維持管理に対する意向調査を行い、空家等の管理についてのそれぞれの意向を確認するとともに、全体のニーズの傾向を把握し、これからの対策につなげていきます。また、意向調査で所有者等のニーズが判明した空家等から順次対応していきます。

3、空家等の利活用及び跡地（解体後）の利活用の促進

空家等及びその跡地の利活用については、民間による賃貸、譲渡を基本とし、町の施策としてはそれらを促進していく方向性で進めていきます。

また、町としての活用策についても、関係各課の情報共有を図り検討していきます。

空家等の利活用について、町の施策として次のものがあります。

- (1) 空き家等情報バンク
- (2) 特定空家等解体撤去補助事業
- (3) 特定空家等寄附受付・除却事業
- (4) 空き家・空き地利活用補助事業

これらの施策については、周知を図るとともに、意向調査で売却や賃貸の意向が判明した所有者等に対して情報提供を行っていきます。

解体後の跡地利用については、所有者等の意向の把握に努めながら、町ホームページへの情報掲載を進めていきます。

4、特定空家等に対する措置について

- (1) 特定空家等の認定基準

豊頃町空家等対策の推進に関する条例施行規則（平成31年規則第0号）第2条で定める

「豊頃町特定空家等判定調査票（別記様式第1号）」を用いて判定し、その判定結果を条例

第6条により設置する「豊頃町空家等対策委員会」に諮った上で認定します。

判定基準については、豊頃町の住宅状況、気象状況、生活環境を考慮した上で、特定空家等に関する判断を行う際に用いる参考資料として北海道が作成した「市町村による特定空家の判断の手引き」を基に作成しています。

(2) 立入調査

建築物等の現状把握と周辺的生活環境の保全に必要な措置を検討するために立入調査をする場合があります。立入調査をする際は条例及び規則に基づき実施します。

(3) 特定空家等に認定された場合

「特定空家等」に認定された場合の措置について、以下の手続きを行い、所有者等による管理を促します。

- ア 「指導・助言」
- イ 「勧告」
- ウ 「命令」
- エ 「行政代執行」

それぞれの手続きについては、条例及び規則に基づき実施していきます。また、必要に応じて「豊頃町空家等対策委員会」に諮り進めていきます。

※各措置の留意点

- ア 「指導・助言」

指導・助言は書面で行うこととし、当該助言又は指導の内容及びその事由を明確に示すこととします。また、次に示す事項をあらかじめ所有者等に提示し、所有者等自らの改善を促

すようにします。

- 助言又は指導に係る措置を実施した場合は、遅滞なく報告すること
- 助言又は指導をしたにも関わらず、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認められるときは、勧告を行う可能性があること
- 勧告をした場合は、地方税法の規定に基づき、当該特定空家等に係る敷地について固定資産税の住宅用地に対する課税標準の特例の対象から除外されることとなること

イ 「勧告」

勧告は書面で行うこととし、当該勧告に係る措置の内容及び事由を明確に示すこととします。また次に示す事項をあらかじめ所有者等に提示します。

- 勧告に係る措置を実施した場合は、遅滞なく報告すること
- 正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合、命令を行う可能性があること
- 地方税法の規定に基づき、当該特定空家等に係る敷地について固定資産税の住宅用地に対する課税標準の特例の対象から除外されること

ウ 「命令」「行政代執行」

命令及び行政代執行については、条例及び規則に基づき、各種法令に則って手続きを進めることとします。

5、その他特定空家等への対処に関すること

空家等の所有者等の中には、遠方に居住している方や、相続により取得したものを自らが所有者等と認識していない方がいると考えられます。そのような中で、まずは所有者等と連絡を取り、今後の改善方法に対する考えや、処分や活用等についての意向などを把握する必要があります。その上で、建築基準法、道路法等の他の法令に照らして必要な措置をとるように所有者等と話し合いをしていき、その経過によって条例及び規則に基づいた措置を検討していきま

す。

条例及び規則に基づいた措置は個人の財産に対して不利益処分になる可能性があることから、その取り扱いについては慎重に検討していきます。

第3章 計画を進めるための体制

1、空家等に関する相談体制

空家等に関する総合的な相談窓口は住民課生活環境係とします。

相談を受けた場合は、相談内容を住民課生活環境係で整理し、その内容によって担当する部署へ連絡、対応にあたります。

2、空家等に関する対策の実施体制

(1) 空家等対策協議会

法において計画の作成及び変更並びに実施は市町村の判断と責任の下で行われるものとされており、協議会を組織するかどうかについても市町村の判断にゆだねられていることから、本町は庁舎内に空家等対策協議会に代わる「豊頃町空家等対策委員会」を置き、計画に関することをはじめとする空家等施策に関する情報の共有と連携を図り、空家等対策を円滑に推進します。

(2) 「豊頃町空家等対策委員会」

空家等に関係する課長等により構成する「豊頃町空家等対策委員会」は副町長が招集し、空家等施策に対する横断的な連携及び懸案事項の検討を行います。

(3) 庁内の一体的な実施体制の構築

空家等対策は、課題が多岐に渡るため、課題に応じて関連する部署と情報共有・連携し

た対応が必要となります。

本町では、当面は次の表のとおり住民課生活環境係を中心として、空家等の課題に関連するすべての部署との連携体制を構築し、空家等対策に取り組みます。

担当部署		実 施 内 容
住民課	生活環境係	空家等実態調査 空家等対策委員会の運営 空家等対策計画策定・変更 空家等台帳作成・管理 空家等相談総合窓口 特定空家等解体撤去事業（補助事業） 特定空家等寄附受付・除却事業（相談と受付）
	戸籍年金係	空家等台帳用情報提供（住基情報） 空家等所有者の代表相続人調査 特定空家等寄附受付・除却事業（法定相続人の調査・確定と戸籍謄本・附票の収集）
	資産税係	空家等台帳用情報提供（各種資産税情報） 特定空家等の勧告に伴う固定資産税の住宅用地に対する課税標準の特例の対応
	管財防災係	災害対策 特定空家等寄附受付・除却事業（囑託登記及び判明した相続人との交渉及び同意書等必要書類の収集）
施設課	建築住宅係	空家等実態調査 立入調査 特定空家等の判定及び指導・助言、勧告、命令、 特定空家等寄附受付・除却事業（除却工事） 行政代執行による除却（略式を含む） 緊急安全措置 国・道の除却等の支援施策の調整
	施設管理係	特定空家等寄附受付・除却事業（跡地管理）
	水道係	空家等台帳用情報提供（閉栓・開栓情報）
企画課	まちづくり 推進係	空家等実態調査 利活用対策 発生防止対策 空家等情報バンク 空家等所有者等の意向調査と適正管理情報の提供 定住促進等住宅取得補助金 空き家・空き地活用事業補助金 国・道の利活用支援施策の調整
総務課	財政係	特定空家等寄附受付・除却事業（寄附採納処理） 国・道の支援施策の調整
消防署	消防課	空家等実態調査 火災予防
	警防課	緊急安全措置（施設課との協力・連携）

※ 上記以外の部署も、たとえば福祉課等の家庭訪問時の情報、産業課・農業委員会の離農情報等で空家等に関連する情報、高齢者住み替え支援のような空家等の利活用についての政策など、空家等対策について全庁が連携した取り組みを行うこととします。

3、その他空家等に関する対策の実施に関すること

「利活用できるものは利活用する」という基本的な考え方があるものの、老朽化等により利活用が難しいものや、所有者等の取り壊したいという意向が強い場合は、空家等を解体撤去することで、安全確保を図ることになります。

しかし、適正な管理が行われない空家等に、倒壊、崩壊その他著しい危険が切迫し、これにより人の生命若しくは身体に対する危害又は財産に対する甚大な損害を及ぼし、又はその恐れがあると認めるときは、所有者等への緊急の対応を依頼します。

所有者等が緊急の依頼に対応できない若しくは所有者等が確知できない場合は、町が所有者に代わって「緊急安全措置」として必要最小限の措置を講じます。なお、措置に要した費用は所有者等から徴収します。

法の施行に伴い、空家等対策について国及び道は市町村に対して支援を行うことになっており、今後の支援策について情報を入手しながら活用できるものは積極的に活用していきます。

第4章 資料編

1、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）

（目的）

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村(特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。)による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

（空家等の所有者等の責務）

第三条 空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

（市町村の責務）

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

（基本指針）

第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
- 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（空家等対策計画）

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画(以下「空家等対策計画」という。)を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- 二 計画期間
- 三 空家等の調査に関する事項
- 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地(以下「空家等の跡地」という。)の活用の促進に関する事項
- 六 特定空家等に対する措置(第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。)その他の特定空家等への対処に関する事項
- 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県による援助)

第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(立入調査等)

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等(建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの(周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。))を除く。以下第十三条までにおいて同じ。)に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地(土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。)に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき(過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。)は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

11 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

12 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

13 第三項の規定による命令については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。

15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

(財政上の措置及び税制上の措置等)

第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(過料)

第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する（平成二七年二月二六日）。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する（平成二七年五月二六日）。

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2、豊頃町空家等対策の推進に関する条例（平成31年条例第5号）

（目的）

第1条 この条例は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観、防犯、防火等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）空家等 町内に所在する建築物又はこれに付属する工作物（既に倒壊したものを含む。）であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物及び動産を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- （2）特定空家等 次に掲げる状態の空家等をいう。
 - ア 老朽化又は積雪、台風等の自然災害等により、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 - イ 動植物昆虫等が相当程度に繁殖するなど、著しく衛生上有害となる恐れのある状態
 - ウ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
 - エ 周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
 - オ 不特定の者に建物その他の工作物又はその敷地に侵入され、犯罪、火災等を誘発するおそれのある状態
- （3）所有者等 所有者、占有者、相続人、財産管理人その他の空家等を管理すべき者をいう。
- （4）町民等 町内に居住若しくは滞在する者をいう。
- （5）法 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）をいう。

（所有者等の責務）

第3条 空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適正な管理を行わなければならない。

（情報提供）

第4条 町民等は、空家の有効活用や特定空家等による被害の回避など、空家等対策に資すると認めるときは、町長に対し、当該情報を提供しよう努めるものとする。

（空家等対策計画）

第5条 町は、法第6条の規定により、空家等対策計画を作成するものとする。

- 2 町は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（豊頃町空家等対策委員会）

第6条 町は、この条例の適正な運用を図るため、豊頃町空家等対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次に掲げる事項の調査及び検討を行う。

- （1）第5条の規定による空家等対策計画の作成及び変更に関すること。
- （2）空家等が特定空家等に該当するか否かの判断に関すること
- （3）第13条第2号に規定する助成に関すること。
- （4）第14条から第18条に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項に関すること。

- 3 委員会は、次の職にある者をもって構成する。

- （1）委員長 副町長
- （2）委員 総務課長、住民課長、企画課長、施設課長及び消防署長

- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（北海道による援助）

第7条 町長は、法第8条の規定により、北海道知事に空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関し町が講ずる措置について、町に対する情報の提供及び技術的並びに法務的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を求めることができる。

（立入調査等）

第8条 町長は、法第9条第1項の規定により、町の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 町長は、法第9条第2項の規定により、法第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 町長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、法第9条第3項の規定により、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 法第9条第5項の規定により、第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第9条 町長は、法第10条第1項の規定により、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この条例の施行のために必要な限度において、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 町長は、法第10条第3項の規定により、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(財産管理人選任の申立て)

第10条 町長は、空家等の所有者等の所在が特定できない場合であつて、当該空家等の財産管理人を選任する公益上の必要があると認めるときは、民法(明治29年法律第89号)の定めにより不在者財産管理人又は相続財産管理人の選任の申立てを行うものとする。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第11条 町は、法第11条の規定により、データベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるものとする。

(空家等の管理及び流通のための情報の提供)

第12条 町長は、法第13条の規定により、空家の流通の促進及び空家の円滑な活用のため、前条の規定により整備した情報の提供について、その者の承諾を得たときは、空家等及び所有者等に係る情報を必要とする正当な理由があると認められる者に対し、情報を提供することができる。

(支援)

第13条 町長は、第15条の規定による助言若しくは指導又は第16条の規定による勧告に従つて措置を講ずる者に対し、次に掲げる支援をすることができる。

(1) 空家等の適正な管理に必要な相談及び情報の提供

(2) 空家等を解体及び撤去するための助成

(3) その他町長が認める必要な支援

(寄附の申出)

第14条 町長は、第15条の規定による助言若しくは指導又は第16条の規定による勧告を受けた特定空家等の所有者等から、当該空家等について寄附の申出があつた場合は、規則で定める要件を満たした場合に限り、当該申出を受けることができる。

2 町長は、前項の規定により寄附の申出を受けた場合、速やかに当該空家等の危険な状態の除去を行わなければならない。

(助言又は指導)

第15条 町長は、法第14条第1項の規定により、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次条において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 町長は、特定空家等になる恐れがある空家等の所有者等にも前項の助言又は指導をすることができる。

(勧告)

第16条 町長は、法第14条第2項の規定により、前条の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の

状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

(命令)

第17条 町長は、法第14条第3項の規定により、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

2 町長は、前項の措置を命じようとする場合においては、法第14条第4項の規定により、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

3 前項の通知書の交付を受けた者は、法第14条第5項の規定により、その交付を受けた日から5日以内に、町長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

4 町長は、前項の規定による意見の聴取の請求があつた場合においては、法第14条第6項の規定により、第1項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

5 町長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、法第14条第7項の規定により、第1項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

6 第4項に規定する者は、法第14条第8項の規定により、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

7 町長は、第1項の規定による命令をした場合においては、法第14条第11項の規定により、標識を設置その他国土交通省令及び総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

8 法第14条第12項の規定により、前項の標識は、第1項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

9 第1項の規定による命令については、行政手続法(平成5年法律第88号)第3章(第12条及び第14条を除く。)の規定は、適用しない。

(代執行)

第18条 町長は、前条第1項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、法第14条第9項の規定により、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

(略式代執行)

第19条 第17条第1項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき(過失がなく第15条の助言若しくは指導又は第16条の勧告が行われるべき者を確知することができないため第17条第1項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。)は、町長は、法第14条第10項の規定により、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、町長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

(緊急安全措置)

第20条 町長は、空家等の急迫した現在の危険を回避するため前5条の規定による措置をとる時間的余裕がないと認めるときは、当該危険を回避するために必要最小限の措置(以下「緊急安全措置」という。)を講ずることができる。

2 町長は、前項の規定による緊急安全措置を講じたときは、当該緊急安全措置に要した費用を当該空家等の所有者等から徴収することができる。

(関係機関との連携)

第21条 町長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、町の区域を管轄する警察その他の関係機関と連携を図るとともに、必要な協力を要請することができる。

(委任)

第22条 この条例に定めのあるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3、豊頃町空家等対策の推進に関する条例施行規則（平成31年規則第〇号）

（趣旨）

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び豊頃町空家等対策の推進に関する条例（平成31年条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（特定空家等の認定基準）

第2条 条例第2条第2号に規定する特定空家等の認定は、豊頃町特定空家等判定調査票（別記様式第1号）により行うものとする。

（情報提供）

第3条 条例第4条の規定による情報提供については、空家等に関する情報提供書（別記様式第2号）を、町長に提出する方法によるほか、口頭その他適宜の方法により行うことができるものとする。

2 町長は、前項の規定により情報の提供を受けたときは、空家等の情報提供受付簿（別記様式第3号）を作成するものとする。

（立入調査等）

第4条 条例第8条第3項の規定による通知は、空家等への立入調査実施通知書（別記様式第4号）により行うものとする。

2 条例第8条第4項に規定する身分を示す証明書は、空家等の立入調査員証（別記様式第5号）とする。

（特定空家等解体撤去補助事業）

第5条 条例第13条第2号の規定による助成は、豊頃町補助金等交付規則（平成12年規則第9号）に定めるもののほか、この規則の定めにより、予算の範囲内において、次の各号のいずれにも該当するものに対し補助金を交付する。ただし、町長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

- (1) 補助対象事業に要する経費が30万円以上であること。
- (2) 借地の場合は土地所有者の同意を得ているものであること。
- (3) 解体事業者については、主として町内事業者であり、建築物の解体及び撤去を行う資格を有すること。
- (4) 事業完了後速やかに跡地の利用計画があるか、又は常に清潔に管理されること。
- (5) 公的補償費の対象家屋等は対象外とし、かつ、関連又は重複する補助がないこと。
- (6) 家屋等の建て替えのための解体でないこと。
- (7) 事業の用に供していた家屋等でないこと。
- (8) 建築後おおむね25年以上経過していること。
- (9) 特定空家等として解体及び撤去することについて、地域の合意を得ることができること。

2 補助事業の対象範囲は、次の各号のとおりとする。

- (1) 対象となる特定空家等は、別表第1に定める対象地域に存するもの又は、近隣の家屋等(当該特定空家等の所有者以外が所有するものに限る。)に直接被害が及ぶことが想定されるものとする。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が特に認めたものとする。

3 補助金の補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に存する特定空家等の所有者等
- (2) 住民税等を滞納していない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない者

4 補助金の額は、補助対象事業を行うために必要な経費で、1㎡当たり12,000円の上限単価以内の額により算出された額の2分の1以内とし、解体事業者が町内事業者の場合は50万円を限度とし、解体事業者が町外事業者の場合は25万円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を補助金の額とする。

5 前項の規定にかかわらず町長が特に必要があると認める場合は、その都度定める額とする。

6 特定空家等を解体及び撤去するための補助金の交付は、補助対象者1人につき1回限りとする。

7 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、事業着手前に豊頃町特定空家等解体撤去事業補助金交付申請書(別記様式第6号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 当該特定空家の位置図
- (2) 工事見積書
- (3) 工事着手前の現況写真及び予定箇所の写真

- (4) 登記事項証明書又は固定資産税課税台帳記載事項の証明書
 - (5) 申請を委任する場合にあつては委任状
 - (6) 当該特定空家等の所有者と当該土地の所有者が異なる場合にあつては、当該土地の所有者の当該特定空家の解体及び撤去に係る同意書
 - (7) その他町長が認める書類
- 8 町長は、前項の規定により交付申請書を受理したときは、豊頃町空家等対策委員会（以下「委員会」という。）に諮問し、補助要件に適合しているかを審査し、豊頃町特定空家等解体撤去事業補助金交付決定通知書（別記様式第7号）、又は豊頃町特定空家等解体撤去事業補助金不交付決定通知書（別記様式第8号）により通知するものとする。
- 9 前項に規定する補助金の交付決定には、解体撤去の日以降、当該土地を適切に管理することを条件として付するものとする。
- 10 補助金の交付決定を受けた補助対象者は、事業が完了した日から30日以内に豊頃町特定空家等解体撤去事業補助金実績報告書（別記様式第9号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。
- (1) 支出証拠書類
 - (2) 解体及び撤去に係る契約書の写し
 - (3) 廃棄物処理に関する処分証明書書類
 - (4) 工事完了写真
 - (5) 補助金口座振込依頼書
 - (6) その他町長が必要と認める書類等
- 11 町長は、前項の規定により実績報告書を受理したときは、補助金の額を確定し、豊頃町特定空家等解体撤去事業補助金確定通知書（別記様式第10号。以下「確定通知書」という。）をもって通知するものとする。
- 12 補助対象者は、前項の規定による確定通知書を受理したときは、豊頃町特定空家等解体撤去事業補助金交付請求書（別記様式第11号）により請求をすることができる。
- 13 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号に該当する場合、補助金の決定を取消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。
- (1) 条例及びこの規則に違反したとき
 - (2) 補助金を目的以外の経費に充てたとき
 - (3) その他不正があつたとき
- 14 返還に至る場合、その費用等も請求するものとする。
（特定空家等寄附受付・除却事業）
- 第6条 条例第14条の規定により、当該特定空家等について寄附の申出があつた場合は、別表第2に掲げる条件及び次に掲げる要件をすべて満たす場合に限り、当該申出を受けることができる。ただし、町長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- (1) 所有者等に寄附する意思がある
 - (2) 所有者等の過去3年の住民税所得割が非課税であること
 - (3) 土地・建物を合わせて、同時に寄附することができること
 - (4) 当該土地・建物を寄附することにより、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することが認められること
- 2 前項の対象範囲及び対象者は、前条第2項及び第3項を適用する。
- 3 寄附の申し出をする者は、土地・建物等寄附申出書（別記様式第12号。以下「寄附申出書」という。）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。
- (1) 当該危険空家等の位置図
 - (2) 所有者等の過去3年の住民税課税証明書
 - (3) 登記事項証明書又は固定資産税課税台帳記載事項の証明書
 - (4) 申請を委任する場合にあつては委任状
 - (5) 当該特定空家等の所有者と当該土地の所有者が異なる場合にあつては、当該土地の所有者の寄附申出書
 - (6) その他町長が認める書類
- 4 町長は、前項の規定により寄附申出書を受理したときは、委員会に諮問し、寄附要件に適合しているかを審査し、寄附受諾決定通知書（別記様式第13号）、又は選定外通知書（別記様式第14号）により通知するものとする。
- 5 前項の規定により、寄附の受諾を決定した場合は、土地・建物等について所有者等から次の書類の提出を求めるものとする。

- (1) 登記原因証明情報兼登記承諾書（別記様式第15号）
- (2) 動産の所有権放棄にかかるとする契約書（別記様式第16号）
- (3) 印鑑登録証明書

6 寄附による所有権移転登記等は町が行い、その費用は町の負担とする。

（助言又は指導）

第7条 条例第15条第1項の規定による助言又は指導は、特定空家等に関する指導書（別記様式第17号）により行うものとする。

（勧告）

第8条 条例第16条の規定による勧告は、特定空家等に関する勧告書（別記様式第18号）により行うものとする。

（命令）

第9条 条例第17条第1項の規定による命令は、特定空家等に関する命令書（別記様式第19号）により行うものとする。

- 2 条例第17条第2項の通知書は、特定空家等に関する命令に係る事前の通知書（別記様式第20号）とする。
- 3 条例第17条第2項の意見書は、特定空家等に関する意見書（別記様式第21号）とする。
- 4 条例第17条第4項の規定による意見の聴取の請求は、特定空家等に関する公開意見聴取請求書（別記様式第22号）により行うものとする。
- 5 条例第17条第5項の規定による通知は、特定空家等に関する公開意見聴取通知書（別記様式第23号）により行うものとする。
- 6 条例第17条第7項の規定による標識は、特定空家等に関する命令標識（別記様式第24号）により行うものとする。

（代執行）

第10条 条例第18条の規定による代執行（以下「代執行」という。）に係る行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項に規定する戒告は、特定空家等に関する戒告書（別記様式第24号）を送付することにより行うものとする。

- 2 代執行に係る行政代執行法第3条第2項の代執行令書の様式は、特定空家等に関する代執行令書（別記様式第26号）とする。
- 3 代執行に係る行政代執行法第4条に規定する執行責任者の証票は、特定空家等に関する執行責任者証（別記様式第27号）とする。
- 4 代執行法第5条に規定する代執行に要した費用の徴収は、特定空家等に関する代執行費用納付命令書（別記様式第28号）によるものとする。
- 5 代執行費用を徴収する者は、特定空家等に関する代執行費用徴収職員証（別記様式第29号）を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

（緊急安全措置）

第11条 条例第20条第1項の緊急安全措置を講じるときは、あらかじめ、空家等に関する緊急安全措置実施通知書（別記様式第30号）により所有者に通知するものとする。ただし、緊急性が極端に高い場合においては、通知書の発行に先立ち口頭による通知など、町長が認める方法により行うものとする。

- 2 緊急安全措置を行うために当該空家等に立ち入ろうとする者は、空家等に関する緊急安全措置執行責任者証（別記様式第31号）を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 同条第2項に規定する緊急安全措置に要した費用の徴収は、空家等に関する緊急安全措置請求書（別記様式第32号）によるものとする。

（過料事件の通知）

第12条 町長は、法第16条第1項又は第2項の過料をもって対応すべきと認めるときは、過料事件通知書（別記様式第33号）に町長が必要と認める書類を添付して、その者の住所地を管轄する地方裁判所に通知するものとする。

（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第5条第2項関係）

字 名				
茂岩新和町	茂岩本町	茂岩栄町	茂岩末広町	中央新町
中央若葉町	豊頃旭町	豊頃南町	豊頃佐々田町	十弗宝町
大津元町	大津幸町	大津寿町	大津港町	

別表第2（第6条第1項関係）

区 分	要 件
建 物	<ol style="list-style-type: none"> 1 木造又は軽量鉄骨造であること。 2 豊頃町に寄附をすることができること。 借地上に建っている建物にあっては、借地権設定者が借地権者に貸している土地を、豊頃町に寄附をすることができること。 3 物権又は賃借権等第三者の権利が設定されていないこと。
土 地	<ol style="list-style-type: none"> 1 豊頃町に寄附をすることができること。 2 物権又は賃借権等第三者の権利が設定されていないこと。 3 維持管理に支障をきたすおそれがないこと。 4 寄付後に災害防止等の措置が必要でないこと。